

【営利目的】

利用目的	営 利	非営利
商品販売	・ 商品の取扱いで × 1.5 販売で × 1.5	
	・ ABA祭りで × 1.5 (自社番組紹介、PR) グッズ販売で × 1.5	
商品説明会	・ 自社取扱商品を紹介	
	・ 刈がミエイが開催する ｽﾌﾟｰﾝ決済・ｱﾘﾍﾞｲの説明会 ※個別企業の商品 PR	・ 青森市が開催する ｽﾌﾟｰﾝ決済の説明会 × 0.5 講師は自社取扱商品の説明をしない ※講師が自社取扱商品の説明をする × 1.5
展示会・見本市	・ 自社取扱商品の展示会 ※個別企業の商品展示会	・ 文化活動としての動物や自然等の写真展 ※特定企業の商品展示会でない
営 利 目 的 の 催 事・相談会・発表 会等	・ 法律事務所の「過払金請求の無料相談会」 ※相談会自体は無料だが、調査・交渉・請求を 目論んでのもの	・ 弁護士○支部組織等非営利団体として行う 「過払金請求の無料相談会」は × 1.0
	・ 会員募集、勧誘	
<p>※入場料他金銭授受ある場合は、理由如何に関わらず全て × 1.5</p>		

※自己申告制 但し、正しい申告を促すため申請書中に「相違ある場合、使用中止・追徴あり」を記載
上記については、基本的に営利目的というスタンス
内容詳細を確認した結果、非営利と確認できた場合は非営利目的とする

【非営利目的】

利用目的	営 利	非営利
<p>非営利団体の利用は、利用目的に関わらず全て非営利 × 1. 0</p> <p>※非営利団体 財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、特定非営利法人（NPO 法人）等 医療法人、事業法人、中間法人（労働組合、協同組合、業界団体、同窓会）等</p> <p>※団体が事業を通して得た利益を構成員（会員など）が分配すれば営利、分配しなければ非営利。非営利団体が収益をあげてはいけないということではない。</p> <p>結局、非営利団体が行う事業は全て非営利。</p>		
社内会議、 会社説明会、 社員研修会、 採用試験・面接		営利団体でも非営利
展示会・発表会 (サークル)		<ul style="list-style-type: none"> ・文化活動としての動物や自然等の写真展 ・コンサート（無料）
講習会（無料）	<ul style="list-style-type: none"> ・評論家等の有料の講演会 × 1. 5 	<ul style="list-style-type: none"> ・評論家等の無料の講演会 ・いけばな教室等無料の各種教室
各種文化活動		<ul style="list-style-type: none"> ・文化活動としての動物や自然等の写真展